

(参考資料 1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年1月25日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)			1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市5町2村 ^{※2}		—
アブラナ科の花巻類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	川俣町		—
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)			—
原本木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		—
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(二ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(二ごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキノト(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字洋行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉姫岳、原町区片倉字洋行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
穀類	大豆	本宮市(旧木沢村(白沢村)及び旧白岩村の区域に限る。)、大玉村(旧大山村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される大豆を除く。)	—
穀類	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
	米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中に入流する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物28種 ^{※7}	最大高潮時海岸線と宮城県福島県境の正東の線、我が国接他の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{※8}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—
	シカの肉	全域	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋辰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木曾、原町区坂下字五郎、原町区坂下字川原、原町区坂下字津井及原町区大字田代の区域)、川俣町(山木の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。草津町、蛭ヶ谷町
原町大字、双葉町、双葉郡、浪江町、川原町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。

*2 南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木林森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字篠ヶ丘、原町区

倉字行津及び原町大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村

※福島県広野町・柏原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く)、川内村・郡山市・猪苗代町・東白川郡・西吾妻町・南魚沼市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル範囲内の区域を除く)、常葉町・山形並に市内に市内に存在する。

免電車から半径2キロメートル圏内の区域。福島第一原発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七条、原町区高倉字木崎、原町区馬場字五台山、原町区馬場字堤、原町区馬場字原、原町区馬場字御前、原町区市原字行食宇、以及原町区大字木田、市内有公民林城森林管理部200林班から208林班まで、2005年林班から2099年林班まで及び2130林班の区域を除く。福島市(旧福島市)は2008年林班から2091林班まで、2005年林班から2099年林班まで及び2130林班の区域を除く。

大間(寺籬)、清水、松平、深谷、平久保、櫛原、柳木、千葉(以上と上台を限る)、室川(新田及び利根川町細谷に限る)、旧石臼村、上保原保村、旧御前山村、旧手小寺村及び旧野菜村(梁町八幡町に限る)、二本松市(浜川井及び米川に限る)、名古屋市(近江川井、足利川井、白川井、近江川井、近江田村(岸代村)及び近江田村(草和町)の区域に限る)、本巣市(白岩村)及び本巣市(本郷町)の区域に限る)、桑折町(旧半田井及び下村地区の区域に限る)、美濃市(白川村)。

(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、いわき市(旧山田村の区域に限る。)、川俣町(旧飯坂村の区域に限る。)、三春町(旧沢石村の区域に限る。)、大王村(旧玉井村の区域に限る。)

*4 福島県福島市(旧福島市)、旧小国村、旧松川村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。*5 松本市(旧富山町の区域に限る)。*6 猪苗代町(旧玉野村の区域に限る)。*7 二本松市(旧波川村の区域に限る)。*8 田村市(都路町)、船引町、船引町中山下字馬込、常葉町堀並びに市内有林福島農業組合251林班の一部、252林班・253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班までの区域。

林班から303林班までの一部の区域に限る)、南相馬市・小高区(原町区・片倉区・宇都宮市・川越市及び宇都木森の区域に限る)、馬場(高砂)、字堂前、字吹屋、字七曲、字寺谷及び字柏木森の区域に限る)、栗(字袖原の区域に限る)、小浜(字間藤の区域に限る)、下井川、小豆、堀谷、江井、米次、小木曾、大野、大賀(字田坂、字森合以及字音波前の区域に限る)、高(字町田、字北ノ内、字山室、字高田、字北川原、字猪垣追、字原、字吉院治、字北浦、字山室、字弥太郎、字山室)。

久保前、字花木及び字高林の区域に限る。)及び市字と字の区域の城に限る。(その区域に限る。)並びに市内有林町森林管理署2004年版から2018林班まで、2018林班から2102林班まで、2104林班まで、2130林班を除く区間に限る。(その区域に限る。)伊連本(旧坂本村)、旧沼田村、旧大曾根村、旧猪田村、旧小国村(以上日置町の区域に限る。)川俣本(山木本)並びに町内有林町森林管理署165林班まで及び167林班の区域に限る。)大玉本(大玉村の区域に限る。)

（参考）平成22年6月2日付の竹内氏による説明文（竹内氏は、元農林省森林資源監視課長官、現農業・漁業・森林政策室監修官）

福島県警察本部 平成24年3月30日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(川口市)平成25年3月8日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(柏崎市)平成25年3月8日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(大熊町)平成24年11月30日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(双葉町)平成25年6月1日付「指標により設定された難困区域を除く限る」、(浪江町)平成25年3月7日付「指標により設定された難困区域を除く限る」。

を除く区域に限る)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)、及び飯詫村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る)。

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、川俣町(平成25年6月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、舟形町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、原町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。、浪江町(平成25年3月7日付け指示)により設定された住民制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。

日竹町原山により設定された居住制限区域を除く区域に係る。・人間町 平成24年11月1日付告示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。・浜江町 平成25年3月7日付け指示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。・川内村 平成24年3月30日付告示により設定された居住制限区域及び避難指示解除難区域を除く区域に係る。・萬尾村 平成25年7月1日付告示により設定された避難困難区域を除く区域に係る。

※ユーフォニアム・クラリネット（中音トランペット）／バグパイプ／ウクレレ／アコギ／オルゴール／クロマニクル／クロイカ／クロイコ／コンサルタ／共奏アコス／共奏クロス／ラボ／カガハ／ヨガ／レイバ／ジルク／トライエキシブ

※アリバ、アリバブダ、アリババ、アリババ(種別未定)、アリカイ、アリスヘル、アミタヨ、エニアティス、カリコ、キラネスヘル、クロウエンジ、クロフイ、クロトイ、コモンガスベ、リクリムス、リロイ、シロスル、ススキ、ナカラガ、スマカガ、ハバヒレイ、ヒラ、ホンカジ、マナゴ、マコガリ、マコゴリ、マツカツガ、ムラサキ、ズビガシ

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものに限る)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

太宰治市、二条松市、伊達市、平吉市、柏原市、南相馬市、東邦町、国見町、川俣町、法善町、相栄町、留名町、大熊町、从蔵町、浪江町、新地町、入来町、川内町、磐梯町、葛尾町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年1月25日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、 奥州市 、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、 栗原市 、大崎市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	氣仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年1月25日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、上三川町、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、 那須烏山市 、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、 印西市 、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績・平成28年1月25日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年1月25日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年1月25日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年1月25日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年1月25日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

新潟県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。ただし、麻生川との合流点から下流の部分に限る。)) H24.9.10～H25.3.26制限: 水根本川(支流水を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。)) H25.5.30～H27.6.23制限: 新潟市内(のうち日光市足尾町内の区域(支流水を含む。))
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.4.7～H24.9.23制限: 大芦川(支流水を含む。ただし、西井川及びその支流を除く。) H24.4.7～H24.9.23制限: 長岡川(支流水を含む。ただし、佐原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H25.8.2～H25.11.17制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」) H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理される牛の肉を除く。」)
	イノシシの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。」)
	シカの肉	H25.12.2～H25.2.15制限: 金城(「港の定める出港・漁港方針に基づき管理されるシカの肉を除く。」)
その他	茶	H23.7.8～H24.1.19制限: 新木市 H23.12.2～H25.3.26制限: 大田原市 H23.12.2～H25.5.31制限: 直江津
群馬県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8制限: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8制限: 全域
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.28～: 藩田町、真狩町、館林町 H24.10.6～: 高山村 H24.10.6～: 安中市 H24.10.28～: 長野町 H24.11.8～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 港の定めるうち島嶼地から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水部放までの区域(支流水を含む。) H24.4.27～H25.4.25制限: 小中川(支流水を含む。)及び磐ノ木川(支流水を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.28～: 富岡川(のうち島嶼地から東京電力株式会社佐久美能所管轄川取水部放までの区域(支流水を含む。)) H24.4.28～H25.4.25制限: 烏川(のうち田舎川の上流(支流水を含む。))
肉	イノシシの肉	H24.4.28～H25.4.25制限: 金城
	クマの肉	H24.4.28～: 金城
	シカの肉	H24.4.28～: 金城
	ヤマドリの肉	H25.1.29～: 金城
その他	茶	H23.8.30～H24.5.13制限: 鹿生市 H23.8.30～H25.5.7制限: 沼川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.8～: 鳩山町
千葉県		出荷制限
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～～H22制限: 市原市、香取市、多古町
	シュウギョウ、チャガンサイ、サンチュ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	バセリ	H23.4.4～～H22制限: 市原市
	セルリー	H24.4.1～～H25.10.23制限: 市原市、木更津市
農産物	タケノコ	H24.4.1～～H25.1.14制限: 東京 H24.4.1～～H25.1.22制限: 埼玉市、羽生市 H24.4.1.1～H25.10.23制限: 埼玉市、八千代市 H24.4.1.1～H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1.1～H25.10.23制限: 芝山市
	キノコシタケ(栽培地)	H23.10.11～H25.3.14～: 鶴ヶ島市 H23.11.16～: 鶴ヶ島市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H23.12.22～H25.3.19～: 鶴ヶ島市(栽培地)
	キノコシタケ(施設栽培)	H24.2.23～H25.1.28～: 印西市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.10～: 白井市 H24.4.16～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～H25.6.18～: 鶴ヶ島市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H25.11.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(栽培地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.6.18～H25.6.18～: 鶴ヶ島市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.11.14～H25.11.20～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.12.14～H25.1.14～: 富津市(ただし、港の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.7.19～: 平賀郡及び利根郡に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。) H25.1.7～: 平賀郡及び利根郡に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。) H25.1.19～: 千葉県内の香取川(のうち船橋大橋の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽及び印旛海水門の上流、両緑用水第一海水槽及び印旛海水門の下流、八幡川、寺田溝並びに仁田溝川を除く。)
水産物	ヨコ	H24.1.16～: 平賀郡及び利根郡に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。)
	ウナギ	H25.1.7～: 平賀郡及び利根郡に流入する河川(支流水を含む。)平賀川(支流水を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.8～: 金城(港の定める出荷・漁港方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.6.2～H24.5.11制限: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21制限: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.28制限: 八街市 H23.8.2～H24.5.28制限: 野田市、高崎市、山武市 H23.8.2～H25.5.13制限: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～8.22制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田市、小田原市、山北町 H23.8.2～10.14制限: 松川町、清川村 H23.8.23～10.28制限: 相模原市 H23.8.23～11.10制限: 中井町 H23.8.23～11.10制限: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19制限: 逗子市 H23.8.2～H25.4.19制限: 通河原町
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	H24.11.8～: 金城(佐渡市及び福島県村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、笛吹市
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～: 鹿児井町、御代町 H24.16.1～: 小坂町、飯田村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.11.14～: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20制限: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1～H27.11.20制限: 飯田村(マツタケを除く。) H25.5.1～: 佐久市(マツタケを除く。) H25.5.1～: 飯田村(マツタケを除く。) H25.5.1～: 小坂町(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H25.5.26～: 木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H25.10.7～: 鹿之澤町

※□の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年1月25日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	<p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域</p> <p>ヤマメ（養殖を除く。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。）</p>
肉	<p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>

※■の箇所は摂取制限の対象